市町村議会で議決した意見書（平成25年12月議決分）

平成26年1月10日現在

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成25年12月20日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書 私たちは、新聞を含む文字文化は、米、水などとともに、日本の国を形づくってきた基礎的材と考えます。さらに、新聞は、その戸別配達網によって国の内外の多様な情報を全国くまなく日々ほぼ同じ時刻に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化の中軸の役割を果たしています。 国土が狭く、資源も少ない我が国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性とともに、新聞の普及と識字率の高さが学力、技術力を支える役割を長く果たしてきたことによることは広く認められるところです。ヨーロッパ諸国を見ても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置を講じており、「新聞の軽減税率は常識」とされています。 引き上げられる消費税率が新聞にも一様に適用されると、広く安価に新聞が購読できる国民の公共利益を阻害する懸念があります。特に岩手県においては、東日本大震災で新聞が情報伝達に果たした役割が大きく、その後の復興に欠かせない情報源となっています。 現在、深刻な活字離れが進む中で、書籍とともに新聞の購読率も低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子供がふえるなど、次の世代の知的水準に大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されています。さらに、消費税率が引き上げられると、新聞離れがますます加速する恐れがあると危惧しています。 よって、国においては、消費税の新聞への軽減税率の適用を実現するよう求めます。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 20 日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】生涯にわたるスポーツライフを実現させるための多目的広場の新設を求める意見書** グラウンド・ゴルフは、文部省（現文部科学省）の生涯スポーツ推進事業の補助制度を受けて、昭和 57 年（1982 年）に、鳥取県泊村（現湯梨浜町）で誕生しました。 グラウンド・ゴルフは、スポーツに人間を合わせるのでなく、「人間にスポーツを合わせる」という発想を大切にするスポーツで、老若男女、運動の得意、不得意、障がいの有無などにかかわらず、誰もが楽しめる生涯スポーツとして定着、発展しており、全国的にはグラウンド・ゴルフ愛好者は３百万人とも言われています。 本市においては、盛岡市グラウンド・ゴルフ協会の 304 名（16 支部）の会員を含めて、推定 1,000 名の愛好者が、地域ごとに公共施設や広場でプレーを毎日楽しんでいます。 平成７年から盛岡市民体育大会にグラウンド・ゴルフ競技も加わりました。そして、優勝杯を目指して切磋琢磨しつつ、健康増進に努めています。 本市は、盛岡市スポーツ推進計画において「スポーツの力が盛岡の未来を創る」の基本方針を掲げ、市民の健康管理と生きがいづくりに取り組んでいます。 しかし、生涯スポーツとして最適なグラウンド・ゴルフの活動の拠点となる多目的広場が、本市にはないのが現状です。参加者が 1、700 名の全国大会、参加者が 800 名の東北大会を招致したくとも会場となる施設等がありません。この規模の大会を開催するには、サッカー場４面相当の広さが必要ですが、そのような施設は岩手県内でも数少ないのが現状です。 よって、県においては、県都盛岡市に生涯スポーツの活動拠点となる多目的広場を設置することの重要性を認識し、下記事項について実現するよう求めます。 記 **生涯スポーツの活動拠点として、各種大会が開催できる多目的広場を新設すること。** 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
盛　岡　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】ＴＰＰ交渉に関する意見書 ＴＰＰ交渉は、10 月のインドネシア・バリでの首脳会合における指示に従い、年内妥結を目指して議論が進められてきました。政府による情報開示が十分でない中、輸出国が重要品目の関税撤廃を強く求めていると報じられ、１月以降の会合において、なし崩し的な譲歩が行われるのではないかと、生産現場の不安が高まっています。 私たちは、国が４月の衆議院及び参議院での農林水産委員会の決議を厳守し、農業者を裏切るような交渉を決して行わないと信じています。また、本市内農業者においては、自らも所得増大に向けた販売力強化の実践などにより持続可能な農業を実現し、消費者との信頼に基づき、安全・安心な農畜産物を安定的に供給するという責務を将来にわたって果たしていく決意を持っています。そのためには、国土条件の違いを是正する適切な水準の国境措置は必要不可欠です。 よって、国においては、下記事項について実現するよう求めます。 記 １　衆議院及び参議院での農林水産委員会決議を必ず実現すること。 ２　秘密保持契約の中でも、国民の間に将来不安を生じさせないため、情報開示を徹底し、利害関係者の意見を交渉過程に確実に反映させること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
宮　古　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当） 【件　　　名】**積雪寒冷地域対策の推進を求める意見書** （趣旨） 積雪寒冷地域は過疎化や高齢化が進行し、除雪体制の確保が困難となっていることから、除排雪体制の整備促進について強く求める。 （理由） 近年、積雪寒冷地域は、過疎化や高齢化のさらなる進行により地域の克雪力の低下が顕著となっているほか、地域の除雪体制を担っていた地元建設業者の経営体力低下に伴う大幅な減少、持続可能な除雪体制の確保が困難となるなど、現状のレベルの克雪力すら維持することが容易でない状況になりつつある。 先般、改定された国の豪雪地帯対策基本計画により、雪処理の担い手確保に向けた除排雪の体制の整備、空き家に係る除排雪等の管理の確保等が求められていることから、国においては、以下の項目について強く推進することを求める。 記 １　地方自治体が安心して、万全の道路除雪ができるよう、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出総額の確保を図ること。 ２　新たに創設された道路除雪補助や豪雪時における臨時特例措置等を確実に実施するとともに、積雪寒冷地域の道路除雪に関する財政需要に配慮した特別交付税を配分すること。 ３　雪処理の担い手の確保・育成のために、建設業団体やＮＰＯ団体との連携協力体制の整備促進に向けた支援とともに、空き家の除排雪等が適切に行われるようにするための総合的な法制度の整備や財政支援を図ること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 19 日 【提　出　先】内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣 **【件　　　名】私学助成の充実強化を求める意見書** 私立高等学校は、これまで子どもたちの学ぶ意欲にこたえる特色ある教育を積極的に展開し、公教育の一翼を担い、社会の各分野で活躍できる人材を輩出してきました。 しかしながら、少子化による生徒数の減少等により私立高等学校の経営は厳しさを増しています。高等学校等就学支援金制度が創設され、教育費の保護者負担の軽減が図られたものの、依然として公私間には、公費支出や保護者負担に大きな格差があり、私立高等学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。 こうした状況の中、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校の経営の健全性を高めていくため、公費助成の一層の充実が求められています。 よって、国及び政府関係機関においては、中学校を卒業する者の減少が見込まれる地域内の私立高等学校に対する助成の増額を含め、私学助成の充実強化を図られるよう強く求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 19 日 【提　出　先】岩手県知事 **【件　　　名】私学助成の充実と国への助成制度の一層の拡充を求める意見書** 私立高等学校は、これまで子どもたちの学ぶ意欲にこたえる特色ある教育を積極的に展開し、公教育の一翼を担い、社会の各分野で活躍できる人材を輩出してきました。 しかしながら、少子化による生徒数の減少等により私立高等学校の経営は厳しさを増しています。高等学校等就学支援金制度が創設され、教育費の保護者負担の軽減が図られたものの、依然として公私間には、公費支出や保護者負担に大きな格差があり、私立高等学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。 また、県内には、平成 23 年３月の東日本大震災で被災した施設や設備の復旧に多額の費用を要した高等学校や、老朽化した校舎の耐震化対策を講じる必要がありながら、早期の整備が困難な高等学校もあります。 こうした状況の中、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校の経営の健全性を高めていくため、公費助成の一層の充実が求められています。 よって、県においては、次の事項を実現するよう強く求めます。 １　中学校を卒業する者の減少が見込まれる地域内の私立高等学校に対する助成の増額を含め、私学助成の充実強化を図ること。 ２　私立高等学校に対する経常費助成の増額など、私学助成制度の一層の拡充を国に求めること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 **【件　　　名】所得税法第 56 条の廃止を求める意見書** 　これまで我が国の中小零細商工業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に大きく貢献してきた。 　その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、所得税法第 56 条において、「配偶者とその他の家族が事業に従事したとき、その対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文要旨）と規定しており、必要経費として認められていない。 　事業主の所得から控除される家族従業者の働き分は、配偶者の場合 86 万円、その他の家族の場合は 50 万円であり、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされる。このため、社会的に自立できない状況となっており、家業を手伝いたくても手伝えないなど、後継者不足に拍車をかけている。 　税法上では、青色申告にすれば給料を経費に計上することができるが、同じ労働に対して、青色と白色で差を付ける申告制度自体に不公平感がある。 　ドイツ、フランス、アメリカなど世界の先進主要国では、「自家労賃を必要経費」としている中、国連などから見直しを求める声も出ている。 　税法上も、民法、労働法や社会保障上でも家族従業者の人権保障の基礎を作るためにも、所得税法第 56 条を廃止することを求めるものである。 　以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 18 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、国家公安委員長、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当） **【件　　　名】特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書** 去る 12 月６日、参議院本会議において特定秘密の保護に関する法律（以下「法律」という。）は、極めて拙速な国会審議により可決・成立した。 この法律では特定秘密に関して、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の４分野の中で、行政機関の長が指定することとしているが、その秘密の定義があいまいであり、歯止めなく拡大解釈されるおそれがある。また、国から独立し、秘密指定や運用などの妥当性のチェックを行う第三者機関の設置についても、12 月４日の党首討論での首相答弁において「保全監視委員会」の設置が示されたが、あくまで政府内組織であり、いまだその客観性は担保されていない。 もとより、国が我が国の安全保障のため、秘密を指定する必要があることについては、これを全面的に否定するものではない。 しかしながら、国民の知る権利を守るためには、国民が求めた文書の公開範囲の拡大や、取材・報道の自由を保障する必要があるとともに、第三者機関において、秘密に関する明確な基準を策定し、その範囲を必要最小限にとどめ、適正な管理に努めることが欠かせない。このままでは、行政機関による恣意的な秘密指定や運用がされ、秘密の指定期間も恒久化される危険性も高い。 さらに、国会との関係においては、行政機関の長の判断で国会への情報提供が拒否された場合、国政調査権の機能が発揮されないばかりか、特定秘密として指定された事項については国会の秘密会開催が要件とされるなど、調査・審議における重大な制約となる。 よって、国においては、民主主義の根幹にかかわり、人権を大きく制約しかねないこの法律が、拙速な国会審議により成立したことについて抗議するとともに、この法律を抜本的に見直すよう強く要望する。 上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
遠　野　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、 内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 【件　　　名】ＴＰＰ交渉に関する意見書 年内合意をめざすとしているＴＰＰ交渉は、重大な局面を迎えています。 ７月にＴＰＰ交渉に参加し政府は、再三にわたって「国益を守る」とし、与党は農産品５分野の関税撤廃の除外等を決議し、参議院選挙でも同様の公約を打ち出し、選挙を戦いました。衆参の農水委員会は、農産品５分野の関税撤廃が除外できない場合は、交渉から離脱することを明記した決議をあげています。さらに政府は、情報開示を約束し、国民的議論の重要性を強調してきました。 しかしながら、10 月のＴＰＰ首脳会議を前後して、農産物重要５分野の聖域見直しを容認する動きを強め、保秘契約を理由に情報の公開を拒否しています。 このまま推移するなら、国民は交渉の内容や経過、日本政府が何を主張したかも知ることなく結論だけを押し付けられる危険性があります。 ＴＰＰは、農林漁業、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ＩＳＤ条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいます。 こうした不安や疑念が払拭されないため、これまで 44 道府県や全市町村の８割余におよぶ議会が、反対ないし慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉に反対してきました。国論を二分した世論状況にあります。 このように、国民的議論の不十分さに加えて、国益を守れる保障がなく、情報すら公開できないＴＰＰ交渉は撤退する以外ありません。 よって、国においては、ＴＰＰ交渉について次のとおり取り組まれるよう強く求めます。 記 １　ＴＰＰ交渉の内容を国民に開示すること。 ２　農産品重要５分野の関税撤廃が除外できない場合は、ＴＰＰ交渉から撤退すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣 【件　　　名】免税軽油制度の継続を求める意見書 これまで観光レジャー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正に伴い、平成 27 年３月末で廃止される状況にあります。 免税軽油制度は、軽油引取税（１リットル当たり 32 円 10 銭）を免除する制度で、農業用機械や鉄道、船舶、倉庫、港湾での荷役用途車両など道路を使用しない車両、機械の燃料用の軽油については免税が認められてきたものです。 当市においても、索道事業者が使うスキー場のコース整備のためのゲレンデ整備車、人工降雪機、管理車両、機械等の軽油について申請に基づき免税が認められてきており、大きな援助制度となっていたものです。 この制度がなくなれば大きな負担増を強いられ、市内のスキー場等の経営維持がますます困難になるとともに、震災からの復旧、復興にも影響が大きく、農林業などにも計り知れない悪影響を与えることとなります。 よって、国においては、免税軽油制度が継続されるよう、強く要望するものです。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 **【件　　　名】重要５品目の聖域すら守れないＴＰＰ交渉から撤退することを求める意見書** 日本政府は７月 23 日マレーシアで開催された第 18 回ＴＰＰ交渉に正式参加し、秘密保護に関する書簡を交換した。これにより、交渉中の条文や各国の提案内容と関連文書、交渉でのやりとりした情報は、関係国が同意しない限り秘密の対象となり、協定発効後４年間秘密扱いされることになった。このことは、安倍首相の「国民への情報提供については、今後とも公開できることは、状況の進展に応じてしっかりと国民の皆さんに提供してまいります。」との国会答弁や決議を担保できなくなっている。 そもそもＴＰＰは関税・非関税障壁の撤廃が大前提で、食糧自給率の確保や安全性、混合診療や医療への株式会社の参入、公共事業の地元企業優先の撤廃、不平等なＩＳＤ条項の締結等、国民生活に大きな影響があることは明らかであり、一部の多国籍企業だけが利益を得る条約である。 第一次産業を基幹産業とする奥州市の地域経済にも壊滅的な打撃を与え、過疎化と高齢化が進むなかでも続けられている産業振興への努力は打ち砕かれ、甚大な痛みを伴うことになることは明らかである。 よって以下の事項を強く求めるものである。 記 **国におかれては、重要５品目の聖域すら守れないＴＰＰ交渉から直ちに撤退すること。** 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣 **【件　　　名】消費税増税の中止を求める意見書** 来年４月に実施が予定されている消費税増税は、税率を来年４月から８％、2015 年 10 月から 10%にするもので、総額 13.5 兆円の大増税です。 この間の各種世論調査で、予定どおり来年４月から８％への増税実施に賛成なのは２割前後に過ぎません。消費税の増税に反対の国民だけでなく、消費税増税やむなしとする人々でもその多くは、実施の先送りや引き上げ幅の検討を求めています。安倍首相のブレーンの有力者たちも、先送りなどをくりかえし表明しています。来年４月の８％への大増税が、景気にマイナスの影響を及ぼすこと、とくに低所得者層をはじめ国民には大きな負担を強いることを否定することは誰もできません。 1997 年をピークに国民所得は減り続け、平均給与は年収で 70 万円も減少しています。こんな時に大増税を強行すれば、暮らしが成り立たなくなり、地域経済も打撃を受けます。税収は増えるどころか、財政危機をさらに悪化させることになります。 よって、以下の事項について強く求めます。 記 ４月からの消費税増税を中止するよう求めます。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣 **【件　　　名】特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し、法律の抜本的な見直しを求める意見書** 12 月６日、参議院本会議において特定秘密の保護に関する法律(以下、「法律」という。)は、極めて拙速な国会審議により可決・成立した。 この法律では特定秘密に関して、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の４分野の中で、行政機関の長が指定することとしているが、その秘密の定義があいまいであり、歯止めなく拡大解釈されるおそれがある。また、国から独立し、秘密指定や運用などの妥当性のチェックを行う第三者機関の設置についても、12 月４日の党首討論での答弁においても「保全監視委員会」の設置が示されたが、あくまでも政府内組織であり、いまだその客観性は担保されていない。 もとより、国が我が国の安全保障のため、秘密を指定する必要があることについては、これを全面的に否定するものではない。 しかしながら、国民の知る権利を守るためには、国民が求めた文書の公開範囲の拡大や、取材・報道の自由を保障する必要があるとともに、第三者機関において、秘密に関する明確な基準を策定し、その範囲を必要最小限にとどめ、適正な管理に努めることが欠かせない。このままでは、行政機関による恣意的な秘密指定や運用がされ、秘密の指定期間も恒久化される危険性も高い。 さらに、国会との関係においては、行政機関の長の判断で国会への情報提供が拒否された場合、国政調査権の機能が発揮されないばかりか、特定秘密として指定された事項について国会の秘密会開催が要件とされるなど、調査・審議における重大な制約となる。 よって、民主主義の根幹にかかわり、人権を大きく制約する危険性の高いこの法律が拙速な国会審議により成立したことは、極めて遺憾であることから抗議するとともに以下の事項について強く求める。 記 特定秘密の保護に関する法律を抜本的に見直すこと。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 **【件　　　名】政府が米の需給と価格に責任を持つ米政策の確立を求める意見書** 政府が進める農政の転換によって引き起こされるのは、今でさえ生産費を下回っている米価のさらなる暴落であり、米の直接支払交付金の半減及び廃止によって、農家経営に重大な打撃となることは避けられません。特にも、大規模農家や集落営農組織などの担い手ほど影響が大きいことが懸念され、地域農業と農村社会に取り返しのつかない事態を招きかねないものです。 国際的に食料不足が深刻化しているもとで、食料の増産は緊急の課題であるにも関わらず、この農政の転換は、生産の拡大と食料の安定供給に対する政府の責任を放棄するものであって、到底容認できるものではありません。 よって、奥州市議会は、以上の趣旨にかんがみ、次の事項の実現を強く求めます。 記 １　食料自給率を向上させることを最優先に、政府が米の需給と価格に責任を持つ政策を確立すること。 ２　現行の経営安定政策の縮小・廃止方針を中止し、拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
奥　州　市	【議決年月日】平成 25 年 12 月 16 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣 **【件　　　名】容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書** 容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行なうことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の３Ｒの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。 このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態です。 根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約８割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。 今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。 よって、奥州市議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。 記 １　容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。 ２　レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。 ３　２Ｒの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
山　田　町	【議決年月日】平成 25 年 12 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣 **【件　　　名】海外産カキ・ホタテ等二枚貝の種苗等への対応に関する意見書** 東日本大震災・大津波により壊滅的な被害を受けた水産業は、さまざまな補助・支援を受け、やっと道筋が見える状況になった。カキ・ホタテ等二枚貝の養殖漁業においても、次年度からの本格的な出荷に向け、全力で取り組んでいる。 しかし、海外産の病原体を持つ二枚貝が三陸沿岸に放たれ感染し始めれば、まん延を防ぐのは困難であり、大きな被害をもたらすと学術専門家が警鐘を鳴らしている。 このことについては、平成２３年に農林水産省から各都道府県に対して注意喚起の文書が発出され、岩手県から漁協にも伝達されている。しかし、現状では輸入規制の法律がなく、防疫体制が整備されていない。 カキ・ホタテ等二枚貝は養殖漁業の主力貝類であり、復興において重要な位置づけとなっている。万が一感染が広がれば、養殖漁業だけでなく漁業全体の衰退をも招きかねない。 よって、国会及び政府におかれては、三陸沿岸の養殖漁業を守るため、次の事項について実現されるよう要請する。 記 １　海外産種苗等に対する法的規制や防疫体制を速やかに整備すること ２　海外産種苗等の病原体感染の脅威について、漁業関係者へのより一層の周知徹底を図ること 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成25年12月20日 【提　出　先】岩手県知事、岩手県副知事、保健福祉部長、総務部長 **【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書** 本県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。制度の対象者は医療機関を受診した際に窓口でいったん法定の一部負担金を支払い、負担上限を超えた分が後日払い戻されます。 一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されています。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療に繋げることが出来ます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。 以上の点から、県におかれては、県民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期の実現を求めます。 記 県は、医療費助成制度について現物給付を導入して下さい。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成 25 年 12 月 20 日 【提　出　先】内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長 【件　　　名】**都道府県単独医療費助成制度における現物給付導入にかかる交付金削減の撤廃を求める意見書** 岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いです。 一方の給付方法である現物給付は、医療機関窓口において負担上限までの支払いで済み、東北では本県以外の全ての県で導入されます。全国でも現物給付を導入している都道府県が過半数となっています。 患者にとって現物給付のメリットは、負担上限額分の医療費を用意しておけば、それ以上の支払いが不要なことです。そのため安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請書の手続きが不要です。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料が不要です。医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認とレセプトへの貼付が不要です。 しかし現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金が削減されてしまいます。なぜ国は、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを課すのでしょうか。そもそも国民の健康を守ることは、憲法 25 条にも規定されているように国の責務ではないでしょうか。 以上の点から、国におかれては、住民の健康増進及び早期発見・早期治療による重症化防止のため、次の項目について早期の実現を求めます。 記 国は現物給付を導入している自治体に対する交付金の削減をやめてください。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
軽　米　町	【議決年月日】平成25年12月20日 【提　出　先】内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、国家公安委員長、内閣府特命担当大臣(少子化対策) 【件　　　名】特定秘密の保護に関する法律の撤廃を求める意見書 多くの国民が反対や慎重審議を求めていた特定秘密保護法を、安倍内閣と与党などが衆院本会議で11月26日、参院本会議で12月6日、強行成立させました。 政府がめざしている「特定秘密の保護に関する法律」は、政府にとって都合の悪い情報を隠し、それを漏らしたり情報を知ろうとする者を重罰に科すというものです。 政府の原案では、我が国の安全保障に関する情報のうち「特に秘匿することが必要」である事項、「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について、「特定秘密」に指定するとしています。しかし、何が秘密に指定されたのかは国民に知らされず、「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」を理由に恣意的に秘密指定されかねず、広範な情報を秘密にすることができ、政府にとって都合の悪い情報を国民の目から隠すことが可能になります。また、情報に接近しようとする様々な行為が処罰（最長で懲役10年）の対象となり、マスコミの取材や国民の情報公開を求める取組も処罰される恐れがあります。さらに、秘密を取り扱う人を対象にした「適正評価」によって、取扱者の思想・信条の自由やプライバシー権が侵害されることになります。 言い換えれば、政府の意図する特定秘密保護法は、国民の目と耳をふさぐことにあり、あらゆる法を機能停止させる法律であり、憲法改悪の先取りにほかなりません。 よって当町議会は、日本国憲法で保障された基本的人権を侵害し、国民主権・民主主義・平和主義を根底から破壊する特定秘密保護法を与党の数による強行採決ではとても認めることができません。 このようなことから、国におかれては、審議をつくしたといえない法律は撤廃するよう強く求めます 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
野　田　村	【議決年月日】平成 25 年 12 月 13 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣 **【件　　　名】少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の国の負担割合二分の一復元及び教育予算拡充を求める意見書** 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律では、小学校１年生のみ１学級 35 人としていますが、岩手県では、本年度加配措置を活用しながら 35 人学級を小学校３年生まで拡大しています。 社会状況等の変化により、学校は一人ひとりの子どもに対するよりきめ細かな対応が必要となっています。また、指導要領の本格実施によって、授業時数や指導内容が増加しています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化する中、こうしたことの解決に向けて一人ひとりの子どもに丁寧な支援、対応を行うためには、１学級の規模を引き下げ、計画的な定数改善がぜひとも必要です。 子どもたちにとっては、誰もが一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合が二分の一から三分の一に引き下げられ、地方自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大に見られるように教育条件格差も生じています。 将来を担い、社会基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2014 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望します。 記 １　小中学校における１学級あたりの定員を 30 人以下とすること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国の負担割合を二分の一に復元すること。 ３　学校施設整備費、教材費や図書費、就学援助費や奨学金、学校や通学路の安全など、特にも被災地方自治体における教育予算が十分に確保できるよう、地方交付税を含め国の教育予算を拡充すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。